

『大雪により発生した災害に関する申し入れ』提出！ 雪で滑走？！列車が止まらない事故も！

会社は万全の雪害対策を確立せよ！

2月8日と14日、15日の大雪により、JR東海管内の線区では多くの運休や遅延が発生しました。中央本線では、列車がブレーキをかけても滑走したため、場内信号機を超えて停車するという事故も発生しました。これは前方に列車がいなかったため衝突は免れましたが非常に危険な事故です。この他にも雪によるさまざまな問題が発生し、JR東海の雪害対策の脆弱さが明らかになりました。特に乗務員は大雪に不安を感じながら乗務を行い、旅客対応や除雪作業で苦労を強いられました。

JR東海労は人命を第一とを考えます。乗務員と旅客の安全を確保するために今回の大雪を教訓として活かし、万全な雪害対策を確立するために、本部は会社に対し、『申第30号・大雪により発生した災害に関する申し入れ』を提出しました。

主な申し入れ内容

- ◆大雪による列車の運休・遅延、旅客への影響を線区別に明らかにすること。
- ◆2月14日に中央本線塩尻駅で発生した列車の滑走による「信号違反」について、事故の概況、原因、対策を明らかにすること。
- ◆長時間抑止となった列車への支援・救援の状況を明らかにすること。
- ◆3暦日にわたり勤務となった乗務員の勤務の取扱いを明らかにすること。
- ◆大雪が予想される場合は、ワンマン列車は2人乗務とすること。
- ◆線路の状況、地形等を熟知しない社員は除雪作業に就かせないこと。
- ◆大雪等の自然災害により通勤が困難と社員から申告があった場合には、障害休暇とすること。
- ◆抑止中の列車には、救援・救助の手配が終わるまで、車内保温のため、き電停止を行わないこと。
- ◆大雪警報が発令された場合は、早めに列車の運転休止をすること。
- ◆大雪により長時間抑止となった場合に、旅客への飲食の手配をとること。また、各駅に災害用備蓄倉庫を設けること。
- ◆無人駅の除雪対策を講じること。
- ◆大雪が予想される線区には除雪車を配備すること。
- ◆今回の雪害を活かしたマニュアルの整備および旅客の救援・救出対策、諸設備の対策を講じること。